

川崎市公舎管理検討委員会における公舎 廃止に伴う退居手続等に関する取扱要領

(平成7年10月1日付 7川企管第325号市長決裁)

(趣 旨)

第1条 この要領は、川崎市公舎管理規則の一部を改正する規則（平成7年川崎市規則64号）附則第2項の規定により、管理公舎の退居手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象公舎)

第2条 この取扱要領は、公舎管理検討委員会において廃止が決定した管理公舎を対象とする。

(退居手続)

第3条 市長は、川崎市公舎管理規則（昭和41年川崎市規則第9号）第26条の規定による退居通知を発する。

2 前項の退居通知を受けた居住者（以下「居住者」という。）は、その日から6箇月以内に退居しなければならない。ただし、やむを得ない事情により期間内に退居できないときは、管理部局長の承認を得て1箇月の範囲内で延長することができる。

3 前項ただし書に規定する延長は、退居通知を受理した日から最長3年の範囲内で行う。

(延長手続)

第4条 前条第2項の規定により期間の延長を受けようとする居住者は、退居期限延長申請書（第1号様式）を管理部局長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 管理部局長は、前項に規定する申請を承認したときは、退居期限延長承認書（第2号様式）を交付する。

(入居料相当額)

第5条 居住者が第3条第2項本文に規定する期間を経過しても、なお、公舎を退居できないときは、管理部局長は、入居料相当額として、月額10,000円の費用を居住者から徴収するものとする。

附 則

この要領は、平成7年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月8日から施行する。